

## 【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日：平成19年3月27日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	医師法	平成16年4月1日	○	平成24年度	「基本方針2006」及び「第3次答申」に基づき、おおむね5年と設定。	
2	石綿による健康被害の救済に関する法律	平成18年3月27日	○	平成22年度		※ 環境省と共管
3	医療法	平成18年4月1日	○	平成24年度		
4	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	昭和62年11月1日	○	平成24年度		
5	介護保険法	平成18年4月1日	○	平成22年度		
6	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	平成16年4月1日	○	平成21年度		※ 経済産業省、環境省と共管
7	確定給付企業年金法	平成17年10月1日	○	平成19年度		
8	確定拠出年金法	平成17年10月1日	○	平成19年度		
9	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成17年9月1日	○	平成23年度		※ 第165回国会において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」に関して、5年を経過して必要な場合に検討することとする附則が議決された。
10	検疫法	平成15年11月5日	○	平成20年度		
11	健康増進法	平成16年2月27日	○	平成20年度		
12	健康保険法	平成15年4月1日	○	平成24年度		
13	国民健康保険法	平成18年6月21日	○	平成24年度		
14	歯科医師法	平成18年4月1日	○	平成24年度		
15	次世代育成支援対策推進法	平成15年7月16日	○	平成20年度		
16	児童福祉法	平成18年4月1日	○	平成22年度		
17	社会福祉法	平成18年4月1日	○	平成22年度		
18	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	平成18年10月1日	○	平成23年度		※ 文部科学省と共管

19	障害者自立支援法	平成18年4月1日	○	平成23年度	
20	障害者の雇用の促進等に関する法律	平成18年4月1日	○	平成21年度	
21	職業能力開発促進法	平成13年10月1日	○	平成23年度	
22	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	平成16年2月27日	○	平成20年度	
23	食品衛生法	平成15年8月29日	○	平成20年度	
24	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	平成18年4月1日	○	平成22年度	
25	生活保護法	平成17年6月29日	○	平成22年度	
26	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年12月1日	○	平成21年度	
27	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	平成11年1月1日	○	平成23年度	※ 経済産業省と共管
28	と畜場法	平成16年2月27日	○	平成20年度	
29	保健師助産師看護師法	平成14年3月1日	○	平成24年度	
30	薬剤師法	平成18年4月1日	○	平成25年度	
31	薬事法	平成18年6月14日	○	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)の全面施行日から5年後の年度	※ 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)の全面施行日は、公布後3年以内で政令で定める日だが、現在のところ、全面施行日の期日は未定。
32	労働金庫法	平成18年5月1日	○	平成21年度	※ 金融庁と共管
33	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成17年4月1日	○	「基本方針2006」及び「第3次答申」に基づき、平成23年度と設定。	「基本方針2006」及び「第3次答申」に基づき、おおむね5年と設定。
34	あへん法	平成13年7月16日	×		
35	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	平成15年7月30日	×		
36	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	平成13年7月16日	×	「基本方針2006」及び「第3次答申」	

37	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成12年4月1日	×	に基づき、平成23年度と設定。なお、この場合には、法律の施行状況も確認した上で、見直しの必要性も含めて検討する。	「基本方針2006」及び「第3次答申」に基づき、おおむね5年と設定。		
38	化製場等に関する法律	平成15年1月1日	×				
39	看護師等の人材確保の促進に関する法律	平成17年6月29日	×				
40	義肢装具士法	平成13年7月16日	×				
41	救急救命士法	平成14年3月1日	×				
42	狂犬病予防法	平成11年4月1日	×				
43	勤労者財産形成促進法	平成18年5月1日	×				
44	結核予防法	平成17年4月1日	×	平成18年度		※ 第165回国会で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立し、結核予防法は廃止されて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に溶け込むこととなる。	
45	原子爆弾被爆者に対する援護法	平成17年4月1日	×				
46	言語聴覚士法	平成13年7月16日	×				
47	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	平成17年10月1日	×				
48	厚生年金保険法	平成18年7月1日	×				※ 一部条文のみを対象とした見直し条項有り
49	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	平成18年4月1日	×				
50	港湾労働法	平成12年10月1日	×				
51	国民年金法	平成18年7月1日	×				
52	こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律	昭和55年11月28日	×				
53	雇用対策法	平成13年4月25日	×				
54	最低賃金法	平成14年7月1日	×				
55	作業環境測定法	平成18年5月1日	×				
56	歯科衛生士法	平成13年7月16日	×				
57	歯科技工士法	平成17年4月1日	×				
58	死体解剖保存法	昭和41年7月1日	×				

59	視能訓練士法	平成13年7月16日	×
60	社会福祉士及び介護福祉士法	昭和62年5月26日	×
61	消費生活協同組合法	平成18年5月1日	×
62	職業安定法	平成16年3月1日	×
63	身体障害者福祉法	平成18年4月1日	×
64	じん肺法	平成16年12月1日	×
65	診療放射線技師法	平成13年7月16日	×
66	水道原水水質保全事業実施促進法	平成15年4月1日	×
67	水道法	平成18年5月1日	×
68	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	平成18年4月1日	×
69	精神保健福祉士法	平成13年1月6日	×
70	船員災害防止活動の促進に関する法律	平成18年6月2日	×
71	大麻取締法	平成4年7月1日	×
72	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	平成13年4月1日	×
73	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	平成18年4月1日	×
74	賃金の支払の確保等に関する法律	平成17年1月1日	×
75	毒物及び劇物取締法	平成13年7月16日	×
76	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	平成5年10月1日	×
77	母子保健法	平成18年4月1日	×
78	墓地、埋葬等に関する法律	平成13年1月6日	×
79	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法	平成16年6月9日	×
80	麻薬及び向精神薬取締法	平成13年7月16日	×
81	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	平成12年4月1日	×
82	予防接種法	平成13年11月7日	×
83	理学療法士及び作業療法士法	平成13年7月16日	×

「基本方針2006」及び「第3次答申」に基づき、平成23年度と設定。なお、この場合には、法律の施行状況も確認した上で、見直しの必要性も含めて検討する。

「基本方針2006」及び「第3次答申」に基づき、おおむね5年と設定。

	※ 一部条文のみを対象にした見直し条項あり
	※ 一部条文のみを対象にした見直し条項あり
	※ 国土交通省と共管
	※ 経済産業省と共管
	※ 国土交通省と共管

84	林業労働力の確保の促進に関する法律	平成18年4月1日	×		※ 農林水産省と共管
85	臨床検査技師等に関する法律	平成18年4月1日	×		
86	臨床工学技士法	平成13年7月16日	×		
87	老人福祉法	平成18年4月1日	×		
88	労働安全衛生法	平成18年4月1日	×		
89	労働関係調整法	平成17年1月1日	×		
90	労働基準法	平成16年1月1日	×		
91	労働組合法	平成17年1月1日	×		
92	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	平成18年4月1日	×		
93	労働者災害防止団体法	平成17年4月1日	×		
94	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	平成16年3月1日	×		
95	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	平成18年4月1日	×		

- 注1 :この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、平成18年8月1日現在で施行済の法律及び今後の施行が明らかであった法律のうち、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。(その趣旨・目的等に照らして適当としないものは除きます。)
- 注2 :「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合もあります。
- 注3 :「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。
- 注4 :「見直し年度」前に規制改革・民間開放要望などの具体的ニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。
- 注5 :「基本方針2006」とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)のことです。
- 注6 :「第3次答申」とは、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日、規制改革・民間開放推進会議)のことです。